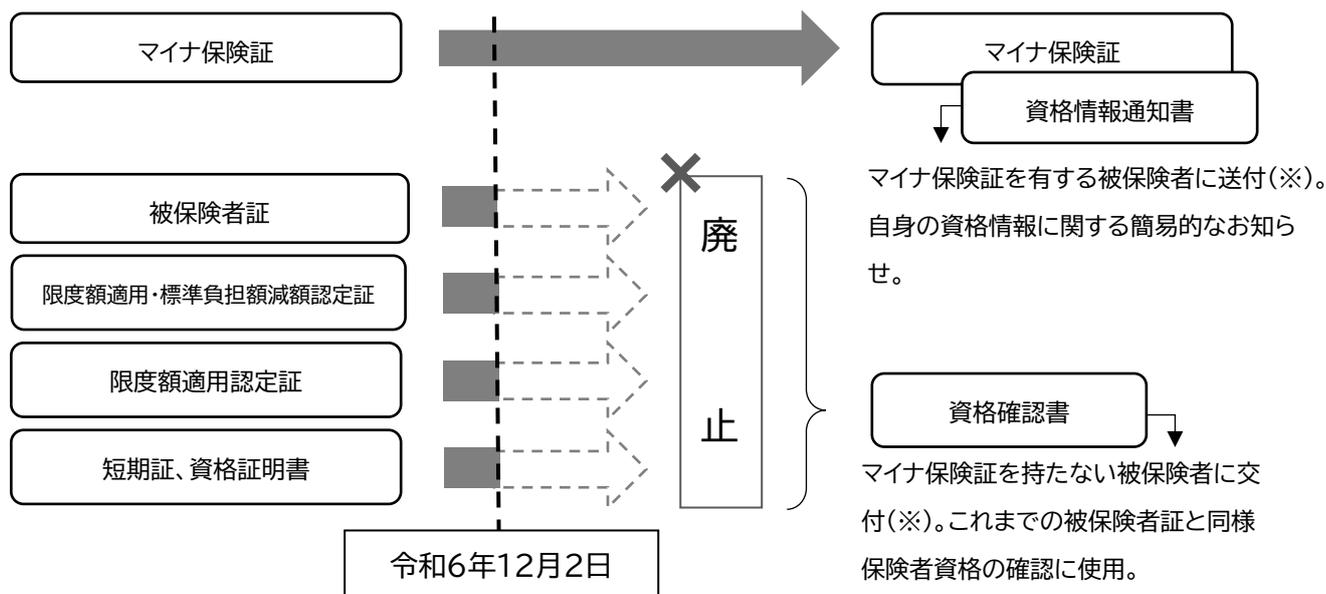


被保険者証廃止に係る本広域連合の対応について

- マイナ保険証の導入に伴い、令和6年12月2日以降、これまで使用されていた「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「短期証」「資格証明書」が廃止され、新たに「資格確認書」「資格情報通知書」が交付されることになりました。なお、12月2日までに発行された被保険者証等は、その被保険者証の有効期限内であれば引き続き利用していただくことが可能です。



※ 令和7年7月31日（次回の一斉更新日の前日）までの暫定的な措置として、マイナ保険証を所持する被保険者が年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険被保険者となった場合も一律で資格確認書を交付する取扱いとなっています。

- ・ これまでの限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を交付する代わりに、被保険者の希望に基づき資格確認書に限度区分を併記する取扱いとなりました。
- ・ 特定疾病療養受領証は今後も継続して交付されますが、資格確認書への併記も可能。
- ・ マイナ保険証の利用登録解除について、本広域連合では10月28日に各市町村で申請の受付を開始しています。